

香美市立図書館資料寄贈受入基準

令和元年10月1日

(目的)

この基準は、香美市立図書館（以下「図書館」という。）へ寄贈申出があった資料を受け付ける際に必要な基準を定めることを目的とする。

(基本方針)

寄贈の申出があったときは、その資料が「香美市立図書館資料収集方針」に適合し、原則として図書館に所蔵していない場合に限り、受け付けることができる。

(受け付けることができる資料)

寄贈申出の受け付けができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 「香美市立図書館資料収集方針」に適合し、原則として図書館に所蔵していない資料
- (2) 郷土に関する資料
- (3) 欠本・欠号補充にあたる資料
- (4) その他、館長が必要と認めた資料

(受け付けることができない資料)

次の資料は原則として、寄贈を受け付けない。

- (1) 「香美市立図書館資料収集方針」に適合しない資料
- (2) 既に蔵書として登録されているものと同一の資料
- (3) 汚損・破損がひどく利用に耐えないと判断できる資料
- (4) 記述内容やデータが古く、資料的価値がないと判断できる資料
- (5) その他、館長が必要と認めない資料

(受入の条件)

資料受入の条件は次のとおりとする。

- (1) 図書館の蔵書として受け入れるかどうかの可否については、図書館に一任することを条件とし、一度受け入れた資料は原則として返却しない
- (2) 運搬及び運搬にかかる費用の一切は寄贈申出者によるものとする

(受入後の取扱)

- (1) 受け入れた資料は、「香美市立図書館資料収集方針」に照らし合わせ、蔵書構成等を考慮の上、必要と認められるものについて蔵書として受け入れる
- (2) 受け入れをしない資料は有効利用（再利用）を目的として、市内公共施設（学校、

保育園等) や市民等に無償で譲渡することができる

(3) その他、受け入れた資料の取り扱いについては図書館に一任とする